

## 【放送テーマ：産業振興】

# 令和7年度岡山県議会広報テレビ番組企画 仕様書

## 1 業務の内容

岡山県議会に係る情報を広く県民に提供する岡山県議会広報テレビ番組について、県議会事務局が提示する放送テーマ（企画）に基づき、県議会事務局と協議しながら番組を制作し、放送する。

なお、本件業務の受託者（以下「受託者」という。）は、日頃から県議会の活動に注目し、県議会に対する県民の理解がより深まるよう協力する。

## 2 業務の条件

- (1) 放送回数は、令和8年3月1日(日)から同年3月20日(金・祝)23時59分までの間に2回（本放送及び再放送）とする。
- (2) 放送時間（実際の放送時間）は、28分以上とする。
- (3) 放送時間帯は2回の放送のうち1回以上をBタイム以上とする。
- (4) 放送エリアは、岡山県全域とする。
- (5) 放送内容は、「産業振興」をテーマとした対談（議員・司会者）とし、次のことに留意すること。
  - ① 出演者間での対談が成立するとともに、出演議員の発言の回数及び時間が概ね均等になる適切な発言項目、進行方法等を提案すること。ただし、出演議員間で批判を行わないものとすること。
  - ② 可能な限り、若い世代（学生、若手社員）の視点を交えた構成となるよう工夫すること。
- (例) 資料映像の挿入、学校・企業等への訪問インタビュー、街頭インタビュー等
- (6) 放送する番組の企画は、県議会事務局が担当し、制作（シナリオの作成等を含む。）は、受託者が担当する。企画及び制作に関する細部については、県議会事務局と受託者との両者による打ち合わせを経て決定するものとする。なお、受託者は、制作を進めるに当たり県議会事務局担当課等と適宜打ち合わせを行い、情報収集を行うものとする。
- (7) 出演議員の発言項目の候補を「産業振興に関する課題一覧」として作成し、企画提案でその概要を提案すること（様式任意）。
- (8) 番組の構成、演出等は、放送テーマや番組内容、出演議員の意見等が視聴者に分かりやすく伝わり、興味を持たせる内容とすること。
- (9) 「番組名」は、県議会の広報番組であることが分かる提案をすること。また、「サブタイトル」は、放送テーマが分かりやすく伝わる提案をすること。

- (10) 制作に当たっての留意事項は、次のとおりとする。
- ・出演する県議会議員は4名（うち自民党所属議員は3名以下の予定）である。
  - ・出演議員からフリップの作製依頼があった場合、受託者が作製すること（1人につき2枚程度）。
  - ・出演議員の発言内容に即した資料映像を挿入すること（1人につき1回以上。ただし、フリップの作製依頼のない出演議員については2回以上）。
  - ・手話通訳を挿入すること。また、必要に応じて字幕挿入及びナレーション収録を行うとともに、障害のある人、高齢者等への配慮として、出演者の発言内容を分かりやすく伝える工夫・手法を行うこと。
  - ・3者打合せ（出演議員、放送局及び県議会事務局）は、令和8年2月5日（木）午後に行う予定である。
  - ・収録は、令和8年2月24日（火）午後に行う予定である。また、収録に当たっては、一定程度の広さを確保した会場で行うとともに、感染症防止に努めること。
- (11) 制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (12) 番組は、放送終了から一定期間、県議会ホームページ、YouTube等での動画配信及び県議会広報紙等への掲載を行うため、二次使用できることを原則とする。
- (13) 受託者は番組放送後、速やかに視聴率を把握し、県議会事務局に報告するものとする。
- (14) 経費の上限は、1,265千円（制作料、手話通訳に要する経費、放送料、二次使用のために生じる経費、消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (15) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度県議会事務局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (16) 県議会事務局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めるができるものとする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで